

2027 年度

安芸高田市奨学金のしおり

この奨学金は、学生本人が貸付を受けますので、将来、学生本人が返済する必要があります。奨学金の貸付を希望する方は、資格条件や返還方法等を理解の上、申し込み手続きを行ってください。

○ 応募資格（次の 1 から 6 の条件をすべて満たす方）

1. 奨学金の貸付を希望する方（本人）又は、その方を扶養している家族が、1 年以上継続して安芸高田市内に住所を有すること。
2. 奨学金の貸付を希望する方が、2027 年度（令和 9 年度）に高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、大学（大学院を除く）、短期大学、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）、各種学校のいずれかに在学していること。
3. 経済的理由により修学が困難であると認められること。（市が定める基準あります。）
※ 収入の目安（3 人世帯の場合）【父：給与収入、母：無収入、本人：私立大学生（自宅外通学）】でおおむね世帯収入が530万円未満。（世帯の構成や状況により基準額は異なります。）
4. 学習状況が良好であると認められること。
5. 他の奨学金を受けていないこと。
（給付型奨学金、入学準備金、高等学校等就学支援金との併用は可能です。）
6. 連帯保証人（債務を保証する能力のある方）を 2 人立てられること。
（内訳：親権者 1 人、広島県内に 1 年以上居住し、かつ親権者と同一生計でない方 1 人）

○ 申請手続き

所定の申請用紙に必要な事項を記入し、次のとおり申請してください。

1. 申請時提出書類
 - (1) 奨学金貸付申請書（様式第 1 号）
 - (2) 世帯全員の所得額を証明する書類（直近の源泉徴収票や確定申告書の写し等）
 - (3) 在学証明書（貸付を受ける年度に発行されたもの）※入学後に在籍校で入手してください。
 - (4) 世帯全員の記載のある住民票
 - (5) 個人情報閲覧に関する同意書
2. 受付期間
2027 年（令和 9 年）2 月 1 日（月）から 2027（令和 9 年）年 4 月 20 日（火）まで
3. 提出先
安芸高田市教育委員会 教育総務課
（安芸高田市吉田町吉田 761 番地 クリスタルアージュ 3 階）
※ 郵送による申請は受け付けておりません。申請書類は、必ず窓口まで直接ご持参ください。
また、ご来庁の際は事前にご連絡をいただき、担当者が在席している時間帯にお越しください。

○ 奨学金の貸付内容

1. 奨学金の貸付月額・期間

奨学金は、区分ごとに次の貸付月額を**無利子**で貸し付けます。

区分			貸付月額	
高等学校 専修学校 (高等課程)	国・公立	自宅通学	13,000円	
		自宅外通学	16,000円	
	私立	自宅通学	21,000円	
		自宅外通学	25,000円	
大学 (大学院を除く)	国・公立	自宅通学	29,000円	
		自宅外通学	34,000円	
	私立	自宅通学	36,000円	
		自宅外通学	43,000円	
短期大学 専修学校 (専門課程)	国・公立	自宅通学	29,000円	
		自宅外通学	34,000円	
	私立	自宅通学	35,000円	
		自宅外通学	40,000円	
高等専門学校	国・公立	1 年～ 3 年	自宅通学	15,000円
		4 年～ 5 年	自宅外通学	16,500円
			自宅通学	29,000円
		自宅外通学	34,000円	
	私立	1 年～ 3 年	自宅通学	22,000円
		4 年～ 5 年	自宅外通学	25,000円
			自宅通学	35,000円
		自宅外通学	40,000円	
各種学校		自宅通学	21,000円	
		自宅外通学	25,000円	

※ 「高等学校」には、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。

※ 専門職大学は「大学」、専門職短期大学は「短期大学」とする。

2. 貸付方法

奨学生本人名義の預金口座に毎月（中旬頃）振込みます。

3. 貸付期間

奨学生が在学する学校の正規の就業期間（卒業するために必要な最短期間）とします。

○ 奨学生の選考と決定後の手続き

1. 奨学生の決定方法

安芸高田市奨学金審査会（6月上旬頃）での審査を経て決定し、その結果を6月下旬までに申請者に通知します。

2. 貸付決定後の提出書類

貸付の決定通知を受けた方は、通知を受けた日から10日以内に次の書類を提出してください。

(1) 誓約書

(2) 口座振込依頼書

(3) 連帯保証人の直近の市県民税納税証明書（2人分）

(4) 連帯保証人の印鑑登録証明書（2人分）

※ 貸付決定後に奨学金の貸付を辞退される場合は、「奨学金貸付辞退届（様式第4号）」を提出してください。

※ 特別な理由なく提出期限内に書類が提出されない場合は、貸付を辞退したものとみなします。

○ 貸付の休止と停止

次のような事由があるときは、奨学金の貸付を休止又は停止することがあります。

1. 貸付の休止

奨学生が休学したときは、休学期間中の貸付を休止します。

2. 貸付の停止

次のいずれかに該当するときは、貸付を停止します。

(1) 奨学生としての資格を喪失したとき

(2) 奨学金を必要としない事由が生じたとき

(3) その他、奨学金を貸し付けることが適当でないと認めたとき

○ 奨学金の返還

奨学金の貸付が満了、又は貸付が停止されたときは、速やかに返還計画を立て、その計画に沿って返還していただきます。

1. 返還時期と期間

貸付期間終了後、6か月経過後から20年以内の期間で、月賦（毎月払い）、半年賦（年2回払い）又は年賦（年1回払い）の方法により、貸付総額に応じて定める金額を下回らない額を、返還計画書に基づき返還していただきます。

2. 提出書類

(1) 借用証書（様式第16号）

※ 連帯保証人は、奨学生の返還が滞った場合に、債務を負担していただくことになります。

(2) 奨学金返還計画書（様式第 17 号）

(3) 卒業届（様式第 10 号）※卒業証明書を添付してください。

3. 返還方法

市が発行する指定納付書により、金融機関の窓口で納入していただきます。（口座振替には対応していません。）

4. 返還月額（参考）

貸付総額に応じた月賦の最低金額は以下のとおりです。この金額を下回らないように返還計画書を作成してください。

貸付を受けた奨学金の総額	割賦金の月額（最低額）
500,000円以下	5,000円
500,000円を超え 750,000円以下	6,000円
750,000円を超え 1,000,000円以下	7,000円
1,000,000円を超え 1,250,000円以下	8,000円
1,250,000円を超え 1,500,000円以下	9,000円
1,500,000円を超え 1,750,000円以下	10,000円
1,750,000円を超え 2,000,000円以下	11,000円
2,000,000円を超え 2,250,000円以下	12,000円
2,250,000円を超え 2,500,000円以下	13,000円
2,500,000円を超え 2,750,000円以下	14,000円
2,750,000円を超えるもの	15,000円

※ 高校や大学など、複数の区分で貸付を受けた場合は、その合算額を「貸付を受けた奨学金の総額」とします。

5. 返還の猶予・免除

(1) 返還の猶予

奨学生又は奨学生であった方が、次のいずれかに該当するときは、審査会の判定により、奨学金の返還を猶予することができます。

- ① 高等学校や大学等に在学するとき
- ② 生活保護法による生活保護を受けているとき
- ③ 災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったと認められるとき

(2) 返還の免除

奨学生又は奨学生であった方が、次のいずれかに該当するときは、審査会の判定に基づき、奨学金の一部又は全部の返還を免除することができます。

- ① 死亡したとき
- ② 精神又は身体に著しい障害を受けたとき
- ③ 生死が明らかでないとき
- ④ 卒業後、安芸高田市内へ居住したとき

6. 返還金の滞納

正当な理由なく返還を滞納したときは、借受人（本人）および連帯保証人に対して文書、電話、訪問による督促を行います。それでも返還がない場合は、法的措置を行います。また、滞納額に応じて延滞金が加算されます。

○ 各種報告・届出義務

1. 修学状況の報告

奨学生は、前年度に引き続き奨学金の貸付を希望される場合は、毎年4月20日までに「在学証明書」を安芸高田市教育委員会へ提出してください。また、学校を卒業された時は、速やかに「卒業証明書」を提出してください。

2. 異動の届出

奨学生（返還中の方を含む）が次のいずれかに該当するときは、速やかに異動届等を安芸高田市教育委員会へ提出してください。

- (1) 退学又は休学若しくは停学その他の処分を受けたとき
- (2) 転学したとき
- (3) 住所又は氏名を変更したとき
- (4) 連帯保証人を変更したとき
- (5) 連帯保証人の住所又は氏名を変更したとき
- (6) 奨学金の貸付を辞退するとき
- (7) 奨学生（返還中の方を含む）が死亡したとき ※親権者や相続人が届け出てください。

お問合せ先

安芸高田市教育委員会 教育総務課 総務係

安芸高田市吉田町吉田 761 番地(クリスタルアージュ 3 階)

電話：0826-42-0049